

## 平成29年度アルコール検知器導入促進助成金のご案内

標記の件につきまして、飲酒運転の撲滅を図るため今年度もアルコール検知器の導入に係る費用に対して、一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内いたします。

### 記

1. 申請期間 平成29年6月1日(木) ～ 平成30年2月28日(水)  
(土日祝日及び休館日は除く)  
※ 但し、平成29年3月1日(水)から平成30年2月28日(水)までに購入及び支払いが完了した機器を対象とする。
2. 助成金額 栃ト協：消費税を除いた購入費用の半額(千円未満は切捨て)  
上限5万円  
※申請は1事業者あたり機器1台とする。
3. 対象機器 ハンディタイプを除くアルコール検知器装置
4. 助成枠 900千円  
※申請期間内であっても、助成枠に達した時点で打ち切り予定です。
5. 申請要領 別添の「平成29年度アルコール検知器導入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、①請求書及び領収証の写しを添えて申請する。  
但し、領収証を申請時に添付できない場合は、後日発行され次第速やかに提出すること。
6. 注 意 ①会員の県内事業所導入に対して行う。  
②助成金は新たに導入した対象機器に対して行う。

[問合せ先] (一社)栃木県トラック協会 業務部

TEL 028-658-2515 FAX 028-658-6929

# 平成29年度アルコール検知器導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）が飲酒運転を根絶するために、会員事業者がアルコール検知器装置等を使用し、点呼の際に飲酒の有無を確認することを目的に、アルコール検知器装置等の導入に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となるアルコール検知器装置等は、ハンディタイプを除く機器（但し、ハンディタイプであっても記録型機器は助成対象）とする。  
機器の基準は下記の基準に適合する装置であること。

- 検査機器は、アルコール検知機能を有する装置であること。または、遠隔地での検査結果を管理するための装置であること。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、対象機器を新たに導入した会員事業者とする。  
2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。但し、新規加入した事業者については、入会后導入したものを対象とする。  
3 栃ト協会費等の未納がある場合は、その限りではない。

(助成交付額)

第4条 会員事業者が新たに導入する検知器に対して、栃ト協より1台あたりの購入費用(千円未満は切捨て)の1/2を交付する。但し、上限を5万円とし、また消費税は購入費に含めないこととする。  
2 申請は1事業者あたり1台とする。

(対象期間)

第5条 平成29年3月1日(水)から平成30年2月28日(水)までに装置を購入し、支払いが終了したものを対象とする。  
2 期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金の請求手続き)

第6条 助成金の交付を申請する会員事業者は、別添「平成29年度アルコール検知器導入促進助成金交付請求書」により、次の書類を添付し、栃ト協会長に対して請求をするものとする。  
ア 請求書及び領収証等の写し

(助成金の交付)

第7条 栃ト協は、前条の「平成29年度アルコール検知器導入促進助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

(財産処分の制限)

第8条 会員事業者は、交付対象の機器が導入の日から起算して1年を経過するまでは譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成金の返還)

第9条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(報告)

第10条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附 則)

1. 本要綱は、平成29年4月1日より適用する。
2. パソコン・携帯電話等の購入費は含めない。
3. 品質が保障され、保障期間が定められている等メンテナンス機能を有する装置を対象とする。また、検知器の機能については、国の通達等に基づく基準に適合するものを対象とする。

様式 I

平成 年 月 日

一般社団法人 栃木県トラック協会長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名

㊟

## 平成 2 9 年度アルコール検知器導入促進助成金交付請求書

平成 2 9 年度アルコール検知器導入促進助成金交付要綱第 6 条の規程に基づき、関係書類を添えて助成金の支払い請求をします。

1. 交付請求額

金 円

メーカー名	
機器名/型式	
使用する営業所名	
導入日	平成 年 月 日
購入価格	円 × 1/2

※ 1 事業者あたり 1 台とし、消費税を除いた購入費用の半額（千円未満切捨て）、上限 5 万円とする

2. 添付書類

①請求書及び領収証の写し

3. 振込先金融機関

金融機関	本・支店名
口座名義	口座番号(普通・当座)
フリガナ	

ご担当者名：

TEL：

FAX：

整理番号